

## 事務・事業の実施状況について（平成 25 年度）

平成 26 年 3 月  
内閣府1 趣旨

北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）に基づきフォローアップを行った。

2 フォローアップ結果の概況

- （1）国から北海道に移譲された事務・事業（今年度実施中のものは全 9 件。）については、北海道において適切に実施されている。
- （2）また、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組も行われており、広域行政の推進が着実に図られている。
- （3）なお、個々の移譲事務・事業の実施状況については別添のとおり。

## 道州制特区移譲事務・事業一覧

NO	移譲事務・事業名	移譲開始時期	所管省庁
1	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
2	商工会議所に対する監督に関する事務	平成19年 4月	経済産業省
3	調理師養成施設の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
4	鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可に関する事務	平成19年 4月	環境省
5	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止	平成20年12月	文部科学省 厚生労働省
6	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	平成21年 4月	厚生労働省
7	直轄通常砂防事業の一部	平成22年 4月	国土交通省
8	開発道路に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省
9	二級河川に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務（法第11条、第12条、第15条関係） (平成19年4月)																																								
(2) 所管省庁	厚生労働省																																								
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国設置以外の医療機関についての指定等については、既に道が行っているところであり、本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となる。																																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部子ども未来推進局 保健福祉部福祉局福祉援護課 出先機関 道内各保健所及び各福祉事務所</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 7%;">19年度</th> <th style="width: 7%;">20年度</th> <th style="width: 7%;">21年度</th> <th style="width: 7%;">22年度</th> <th style="width: 7%;">23年度</th> <th style="width: 7%;">24年度</th> <th style="width: 7%;">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定内容の変更の届出</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生活保護法関係</td> <td>—</td> <td>2 <small>(名称変更)</small></td> <td>—</td> <td>1 <small>(名称変更)</small></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法関係</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1 <small>(名称変更)</small></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>母子保健法関係</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国等による医療機関等の新規開設実績がなく、また、既指定医療機関においても、指定内容等の変更が生じる事案は少ない。</p>	項 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	指定内容の変更の届出	0	2	0	2	0	0	0	生活保護法関係	—	2 <small>(名称変更)</small>	—	1 <small>(名称変更)</small>	—	—	—	児童福祉法関係	—	—	—	1 <small>(名称変更)</small>	—	—	—	母子保健法関係	—	—	—	—	—	—	—
項 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																		
指定内容の変更の届出	0	2	0	2	0	0	0																																		
生活保護法関係	—	2 <small>(名称変更)</small>	—	1 <small>(名称変更)</small>	—	—	—																																		
児童福祉法関係	—	—	—	1 <small>(名称変更)</small>	—	—	—																																		
母子保健法関係	—	—	—	—	—	—	—																																		
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>申請者にとって、より身近な道の保健所や福祉事務所を経由し、道が事務を取り扱うことにより、意思疎通が円滑になることから、申請者の利便性の向上が図られる。</p> <p>また、道保健所や福祉事務所が窓口となり申請を受理し、道本庁へ進達、更に国へ進達していたが、国への進達に要する日数を割愛することができることから、処理期間の短縮が図られている。</p>																																								
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>本権限が道に移譲されたことにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となっており、引き継ぎ後の事務執行について特に混乱なく行われている。</p> <p>なお、第4次一括法の制定に伴う道州制特区推進法の改正により、児童福祉法及び母子保健法の特例は削除される予定であるが、道においては、当該移譲事務を実施してきた、これまでの成果等を活かしながら、同一括法による事務移譲を受け、引き続き事務を円滑に執行していくこととする。</p>																																								
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	今後、国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務（法第11条、第15条関係）については、都道府県に移譲する予定である。今年度においては、移譲事務の執行について、実績がなかったところであるが、引き続き事務の円滑な実施に努めていただきたい。																																								

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務（法第13条関係） (平成19年4月)																																																
(2) 所管省庁	経済産業省																																																
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行う範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。																																																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部経営支援局中小企業課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  地区</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  議員総会に関する事項</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  経理に関する事項</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  常議員会に関する事項</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	定款変更の認可	12	1	3	0	2	1	0	地区	3	—	—	—	—	—	—	議員総会に関する事項	5	1	2	—	—	1	—	経理に関する事項	3	—	1	—	—	—	—	常議員会に関する事項	1	—	—	—	2	—	—
項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																										
定款変更の認可	12	1	3	0	2	1	0																																										
地区	3	—	—	—	—	—	—																																										
議員総会に関する事項	5	1	2	—	—	1	—																																										
経理に関する事項	3	—	1	—	—	—	—																																										
常議員会に関する事項	1	—	—	—	2	—	—																																										
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>道に許認可権限が移譲されたことにより、従来国と道へ申請しなければならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が20日以内となり、処理期間の短縮が図られている。</p>																																																
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	地域により身近な道のみへの申請で済む範囲が拡大されたことにより、申請者の利便性が向上した。																																																
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	移譲された事務については、引き続き円滑な実施に努めていただきたい。																																																

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	調理師養成施設の指定に関する事務（法第14条関係） (平成19年4月)																																								
(2) 所管省庁	厚生労働省																																								
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保や適切な育成などを道が総合的、計画的に実施することが可能となる。 関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上する。																																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部健康安全局地域保健課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">項 目</th> <th style="font-size: small;">19年度</th> <th style="font-size: small;">20年度</th> <th style="font-size: small;">21年度</th> <th style="font-size: small;">22年度</th> <th style="font-size: small;">23年度</th> <th style="font-size: small;">24年度</th> <th style="font-size: small;">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">施設の指定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">内容変更の承認</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">名称等の変更等の届出</td> <td>4</td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">養成施設の指導調査</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度は、12月31日現在の実績数</p> <p>※ 道内で16施設指定されているが、施設の新規開設は19年4月の移譲後5件（うち2件は所在地の変更に伴うもの）、内容変更等は年に3～4件程度、指導調査は4件程度である。</p>	項 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	施設の指定	1	1			3			内容変更の承認	—	2	1	2		2		名称等の変更等の届出	4	3		2		2	1	養成施設の指導調査	—	4	4	4	1	5	
項 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																		
施設の指定	1	1			3																																				
内容変更の承認	—	2	1	2		2																																			
名称等の変更等の届出	4	3		2		2	1																																		
養成施設の指導調査	—	4	4	4	1	5																																			
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	施設の新規開設の案件については、調理師資格者の水準確保や適切な育成が行われるよう申請者への指導や助言を行っている。																																								
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>申請から認可等までの平均的処理日数について、「指定」は約6か月程度（国）が4～5か月程度（道）、「変更承認」は1～2か月程度（国）が3週間～1か月程度（道）となっており、期間の短縮効果があった（移譲前後5年間の比較）。</p> <p>しかし、指定等に関する事務については、関係法令及び厚生労働省及び北海道厚生局の取り扱いに基づき、道の調理師養成施設指定等業務マニュアル及び養成施設等指導調査要領を作成することとなり、道独自に法令の弾力的運用（改正等）が実質的に困難であることから、想定している効果の一つである「水準の確保や適切な育成」を一層高めることが課題である。</p> <p>なお、第4次一括法の制定に伴う道州制特区推進法の改正により、調理師法の特例は削除される予定であるが、道においては、当該移譲事務を実施してきた、これまでの成果等を活かしながら、同一一括法による事務移譲を受け、引き続き事務を円滑に執行していくこととする。</p>																																								
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	<p>移譲した事務については、適切な指導や助言が行われていると考えられ、処理期間の短縮による利便性の向上も図られている。</p> <p>今後、調理師養成施設の指定・監督等の事務・権限については、都道府県に移譲する予定であるが、これまでの成果等を活かし、引き続き、課題への取組を含め、円滑な実施に努めていただきたい。</p>																																								

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可に関する事務（法第16条関係）（平成19年4月）														
(2) 所管省庁	環境省														
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られる。														
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 環境生活部環境局生物多様性保全課 出先機関 各（総合）振興局保健環境部環境生活課 （知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の振興局の管轄区域にわたるものにあつては本庁で許可し、それ以外のものにあつては各（総合）振興局で許可している。このことから、麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" data-bbox="512 1137 1422 1227"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻醉薬使用許可</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度実績は、12月31日現在の実績数</p>	項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	麻醉薬使用許可	3	5	4	5	8	10
項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度									
麻醉薬使用許可	3	5	4	5	8	10									
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可を申請するときは必ず、別途、鳥獣の捕獲許可の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が2週間以内（道本庁処理の場合2週間、各総合振興局及び振興局処理の場合1週間）となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱要領」を定めているところ。</p>														
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	許可申請者の手続きが軽減し利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られ、想定したとおりの効果があり、今のところ改善すべき事項など、課題は見当たらない。														
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	当該地域における事務に特段の支障は発生しておらず、道において適切に事務処理が実施されている。														

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止(平成20年12月)
(2) 所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室 総務部法人局大学法人室
	②過去の実績等(処理件数、事業費等) 平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況などに応じた柔軟な収容定員の変更が可能となった。 また、将来的には、医師の人材の育成による地域医療への貢献が期待できる。
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	○評価 ・今後、長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待できる。 ・学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止により行政の効率化が図られている。 ○課題 ・収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	本件は平成21年度のみの実績であり、その想定している効果が達成されたかについては、今後の医師の地域への定着状況や道内の医療提供体制の状況等を踏まえつつ、検証を行っていくことが必要である。

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 (平成21年4月)																																																												
(2) 所管省庁	厚生労働省																																																												
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務について、事業者身近な道が実施することにより、これらの事業の認可申請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道による迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。																																																												
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 本 庁 環境生活部環境局環境推進課 出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課 (移譲事務の関係書類は、道へ移管となった23の水道事業者等のうち、札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団については本庁に直接、その他の水道事業者等については総合振興局(振興局)を経由して、本庁に提出される。)</p> <p>②過去の実績等(処理件数、事業費等)</p> <p>・認可、届出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載事項の変更に係る届出 (法第7条第3項)</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業変更に係る届出 (法第10条第3項等)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>給水開始前の届出 (法第13条第1項等)</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>料金の変更に係る届出 (法第14条第5項)</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>業務の委託に係る届出 (法第24条の3第2項)</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・立入検査(法第39条第1項) (単位: 件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大臣認可の全水道事業者等を対象</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>・交付金の措置 (単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業認可等事務取扱交付金額</td> <td>736</td> <td>589</td> <td>442</td> <td>294</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	H21	H22	H23	H24	H25	記載事項の変更に係る届出 (法第7条第3項)	7	2	6	4	—	事業変更に係る届出 (法第10条第3項等)	1	2	1	3	—	給水開始前の届出 (法第13条第1項等)	6	11	5	7	6	料金の変更に係る届出 (法第14条第5項)	2	1	1	—	2	業務の委託に係る届出 (法第24条の3第2項)	—	1	—	2	—	項 目	H21	H22	H23	H24	H25	旧大臣認可の全水道事業者等を対象	23	23	23	23	22	項 目	H21	H22	H23	H24	H25	水道事業認可等事務取扱交付金額	736	589	442	294	147
項 目	H21	H22	H23	H24	H25																																																								
記載事項の変更に係る届出 (法第7条第3項)	7	2	6	4	—																																																								
事業変更に係る届出 (法第10条第3項等)	1	2	1	3	—																																																								
給水開始前の届出 (法第13条第1項等)	6	11	5	7	6																																																								
料金の変更に係る届出 (法第14条第5項)	2	1	1	—	2																																																								
業務の委託に係る届出 (法第24条の3第2項)	—	1	—	2	—																																																								
項 目	H21	H22	H23	H24	H25																																																								
旧大臣認可の全水道事業者等を対象	23	23	23	23	22																																																								
項 目	H21	H22	H23	H24	H25																																																								
水道事業認可等事務取扱交付金額	736	589	442	294	147																																																								
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	認可申請、届出の提出先が、厚生労働省(本省)から道となり、その協議を含め、水道事業者等の利便性が向上した。 水道事業者等に対し年1回の立入検査を行うなど、きめ細やかな対応が可能となった。 水道事故などの緊急時において、情報収集や水道事業者等に対する指示などの対応が向上した。																																																												
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行については、特に混乱なく行われているところであり、上記(5)のとおり、水道の安全・安心の確保の点から権限移譲の効果は高い。 事務執行に係る予算は「水道事業認可等事務取扱交付金」として平成21年度から措置されていたが、業務の効率化を図ることとして年々減額され、平成25年度までの5年間で終了となる。道では、事務の定着とともに効率化も図ってきており、平成26年度以降は単独財源により事業を行う予定であるが、厳しい予算状況の中、立入検査回数の見直し等を行う必要が生じている。																																																												
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	移譲した事務については、適切な指導や助言が行われているものと考えられ、引き続き、事務の円滑な実施に努めていただきたい。また、移譲した事務に関して課題等があれば、道庁と適切に連携をはかっていきたい。 なお、「水道事業認可等事務取扱交付金」の措置については、特定広域団体の事務として定着するまでの期間として5年間を設定している。																																																												



## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係） （平成22年4月）																																			
(2) 所管省庁	国土交通省																																			
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理を含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となっている。																																			
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局砂防災害課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（石狩川水系） 十勝総合振興局帯広建設管理部（十勝川水系）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <p>・ 交付金に関する措置 <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">平成 22年度</th> <th style="width: 10%;">平成 23年度</th> <th style="width: 10%;">平成 24年度</th> <th style="width: 10%;">平成 25年度</th> <th style="width: 10%;">4年間の 合計</th> <th style="width: 10%;">全体事業費 (22～27)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>134,000</td> <td>367,000</td> <td>478,000</td> <td>194,000</td> <td>1,173,000</td> <td>1,918,000</td> </tr> <tr> <td>  国の交付金</td> <td>97,000</td> <td>267,000</td> <td>348,000</td> <td>141,000</td> <td>853,000</td> <td>1,394,000</td> </tr> <tr> <td>  道の負担額</td> <td>37,000</td> <td>100,000</td> <td>130,000</td> <td>53,000</td> <td>320,000</td> <td>524,000</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>7%</td> <td>26%</td> <td>51%</td> <td>61%</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている。</p> <p>・ 地元調整の遅延 石狩川水系の穴の川と野の沢川については、地元調整（用地交渉等）に時間を要しており、工事着手が遅れている箇所がある。</p> <p>・ 職員の移籍 事業箇所の工事内容に直轄施工時代からの継続性を保つ上で国の職員の移籍を要する箇所がないとされたことから、職員の移籍はなかった。</p>		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	4年間の 合計	全体事業費 (22～27)	全体事業費	134,000	367,000	478,000	194,000	1,173,000	1,918,000	国の交付金	97,000	267,000	348,000	141,000	853,000	1,394,000	道の負担額	37,000	100,000	130,000	53,000	320,000	524,000	累計進捗率	7%	26%	51%	61%		—
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	4年間の 合計	全体事業費 (22～27)																														
全体事業費	134,000	367,000	478,000	194,000	1,173,000	1,918,000																														
国の交付金	97,000	267,000	348,000	141,000	853,000	1,394,000																														
道の負担額	37,000	100,000	130,000	53,000	320,000	524,000																														
累計進捗率	7%	26%	51%	61%		—																														
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	事業の移譲によって、道は、同一区域内にある急傾斜地等の対策や土砂災害危険区域の指定などのソフト対策と合わせた総合的な土砂災害対策を、効率的に実施することや、土砂災害対策に関する地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能になった。																																			
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。																																			
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	移譲された事業については、遅れが生じている箇所があるものの適切に実施されている。 なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。																																			

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	開発道路に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ハ関係） (平成22年4月)																																			
(2) 所管省庁	国土交通省																																			
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっている。																																			
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局道路課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（美唄富良野線） 渡島総合振興局函館建設管理部（北檜山大成線） 胆振総合振興局室蘭建設管理部（北進平取線） 上川総合振興局旭川建設管理部（富良野上川線） 留萌振興局留萌建設管理部（名寄遠別線）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等） ○交付金に関する措置（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="512 936 1497 1146"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>4年間の合計</th> <th>全体事業費(22～27)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>2,660,000</td> <td>3,000,000</td> <td>2,990,000</td> <td>3,100,000</td> <td>11,750,000</td> <td>23,745,000</td> </tr> <tr> <td>国の交付金</td> <td>2,128,000</td> <td>2,400,000</td> <td>2,392,000</td> <td>2,480,000</td> <td>9,400,000</td> <td>18,996,000</td> </tr> <tr> <td>道の負担額</td> <td>532,000</td> <td>600,000</td> <td>598,000</td> <td>620,000</td> <td>2,350,000</td> <td>4,749,000</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>11%</td> <td>23%</td> <td>36%</td> <td>49%</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている。</p> <p>○事業期間の延長 美唄富良野線及び名寄遠別線は、地すべり調査、対策などが見込まれることにより、道州制特区計画の適用期間である27年度までに事業が完了することが難しい状況。</p> <p>○職員の移籍 事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（3名）を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所：美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】</p>	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	4年間の合計	全体事業費(22～27)	全体事業費	2,660,000	3,000,000	2,990,000	3,100,000	11,750,000	23,745,000	国の交付金	2,128,000	2,400,000	2,392,000	2,480,000	9,400,000	18,996,000	道の負担額	532,000	600,000	598,000	620,000	2,350,000	4,749,000	累計進捗率	11%	23%	36%	49%		—
項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	4年間の合計	全体事業費(22～27)																														
全体事業費	2,660,000	3,000,000	2,990,000	3,100,000	11,750,000	23,745,000																														
国の交付金	2,128,000	2,400,000	2,392,000	2,480,000	9,400,000	18,996,000																														
道の負担額	532,000	600,000	598,000	620,000	2,350,000	4,749,000																														
累計進捗率	11%	23%	36%	49%		—																														
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が道道の一部区間を開発道路として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が路線全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が削減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																																			
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。																																			
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	移譲された事業については、追加調査や対策等が見込まれる箇所があるものの適切に実施されている。 なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。																																			

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成25年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ニ関係） (平成22年4月)																																			
(2) 所管省庁	国土交通省																																			
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となっている。																																			
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局河川課 出先機関 宗谷総合振興局稚内建設管理部（声問川水系） 釧路総合振興局釧路建設管理部（標津川水系）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等） ・ 交付金に関する措置 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="510 922 1458 1160"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>4年間の合計</th> <th>全体事業費(22~27)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>840,000</td> <td>840,000</td> <td>780,000</td> <td>480,000</td> <td>2,940,000</td> <td>3,680,000</td> </tr> <tr> <td>国の交付金</td> <td>714,000</td> <td>714,000</td> <td>663,000</td> <td>408,000</td> <td>2,499,000</td> <td>3,128,000</td> </tr> <tr> <td>道の負担額</td> <td>126,000</td> <td>126,000</td> <td>117,000</td> <td>72,000</td> <td>441,000</td> <td>552,000</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>23%</td> <td>46%</td> <td>67%</td> <td>80%</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できるとなっている。</p> <p>・ 職員の移籍 事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（1名）を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所：標津川水系】</p>	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	4年間の合計	全体事業費(22~27)	全体事業費	840,000	840,000	780,000	480,000	2,940,000	3,680,000	国の交付金	714,000	714,000	663,000	408,000	2,499,000	3,128,000	道の負担額	126,000	126,000	117,000	72,000	441,000	552,000	累計進捗率	23%	46%	67%	80%		—
項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	4年間の合計	全体事業費(22~27)																														
全体事業費	840,000	840,000	780,000	480,000	2,940,000	3,680,000																														
国の交付金	714,000	714,000	663,000	408,000	2,499,000	3,128,000																														
道の負担額	126,000	126,000	117,000	72,000	441,000	552,000																														
累計進捗率	23%	46%	67%	80%		—																														
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が二級河川の一部区間を指定河川として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が二級河川区間全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が軽減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																																			
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。																																			
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	移譲された事業については、特に支障なく実施されている。 なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。																																			